

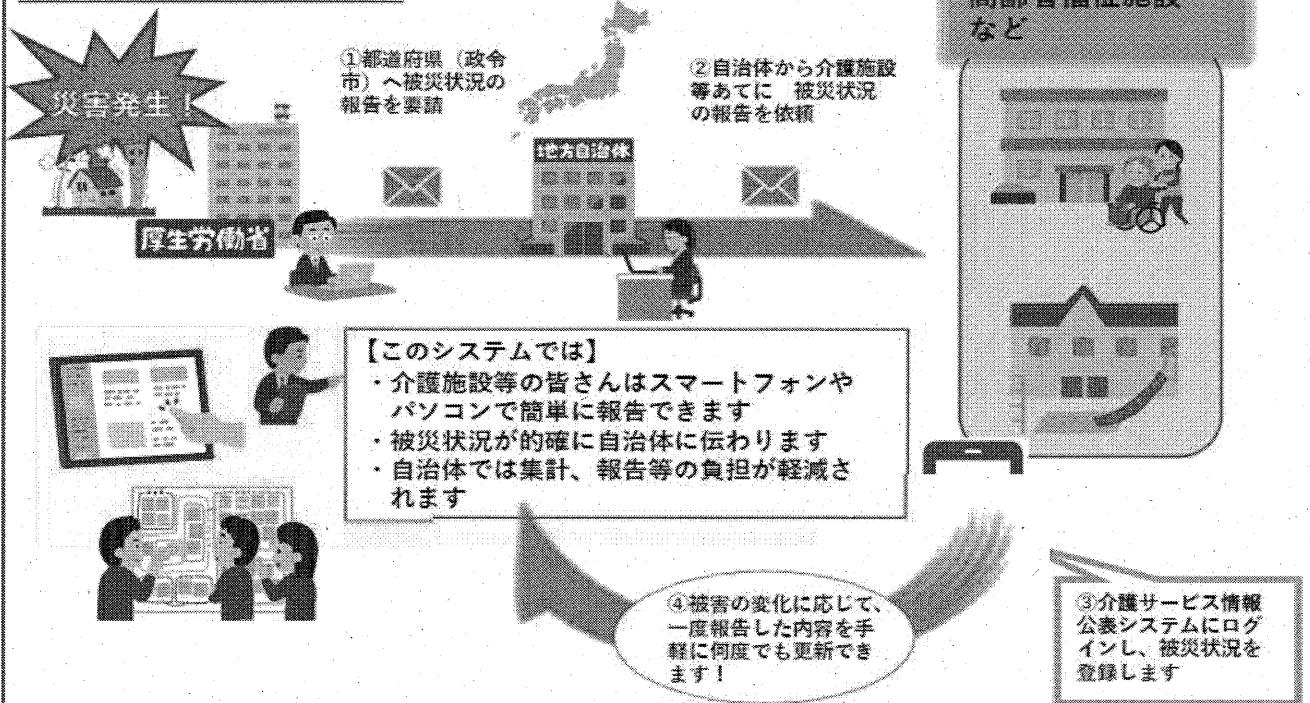
「災害時情報共有システム」について 登録情報の更新・追加をお願いします！

1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、介護施設・事業所等（以下、「介護施設など」という）の被災状況を介護施設等と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、介護施設等のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、介護施設等の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、介護施設等から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



3) 登録情報確認方法

- 災害時情報共有システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/27/>) にログインする。ID・PWは、従前通り情報公表システムにログインするものと同じです。システム入力方法が不明な場合は、介護サービス情報公表センター（電話06-6762-9476）までお問い合わせください。
- 基本情報欄に、法人名称など必要項目を入力し、運営情報欄及び緊急連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス）が入力されているかを確認する。未入力や古い情報の場合は、適宜修正を行ってください。
- 登録内容を確認し、未入力箇所を登録し確定する。

※災害発生時の被災情報につきましては、情報の公表と同じく事業所ごとに入力いただく必要があります。入所施設に併設の短期入所生活介護事業所や同一建物にある通所介護事業所であってもそれぞれに入力してください。